

医療機関等支援事業一覧(沖縄県)

			医療施設等物価高騰対策支援事業(定額)		診療所等物価支援事業(定額)		診療所等賃上げ支援事業(上限額)	
N.O.	施設区分	施設要件	対象	支援額(万円)	対象	支援額(万円)	対象	支援額(万円)
1	病院		○	病床×5.2	国が直接実施			
2	診療所(有床)	医科 14~19床	○	52.8	○	病床×1.3	○	病床×7.2
3		医科 5~13床	○	52.8	○	17		
4		医科 3~4床	○	26.8	○			
5		医科 1~2床	○	26.8	○			
6		歯科 1~2床	○	10.7	○			
7		診療所(無床)	医科	○	26.8	○		
8	歯科		○	10.7	○	○	15	
9	保険薬局	1~5店舗	○	店舗数×14.5	○	8.5	○	14.5
10		6~19店舗			○	7.5	○	10.5
11		20店舗以上			○	5	○	7
12	訪問看護ステーション		対象外				○	22.8
13	助産所	入所施設があり分娩を取り扱っている	○	16.3	対象外			
14	柔道整復施術所	受領委任取扱施術所または医療保険対象	○	2.8				
15	あん摩・はりきゅう施術所	受領委任取扱施術所または医療保険対象	○	0.8				

【主な対象要件】

① 医療施設等物価高騰対策支援事業

対象期間: R7.4~R8.3(12か月)

●**対象要件**

- ・医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所(歯科診療所を含む。)及び助産所(入所施設を有し、分娩を取り扱う施設に限る。)
- ・健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた薬局
- ・受領委任取扱施術所の指定を受けた施術所又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)

●**対象外**

- ・国又は地方公共団体が開設、運営する施設等(国又は地方公共団体から独立した会計で運営されている施設を除く。)
- ・保険診療、保険施術を取り扱わない(保険外診療・施術のみ取り扱う)施設等
- ・社会福祉施設内診療所、企業内診療所等であって、原則として特定の者を対象とする施設等
- ・令和8年4月1日以降に開設した施設(比較する過年度の実績がないため)

② 診療所等物価支援事業

対象期間: 期間の定めなし

●**対象要件**

- ・健康保険法上の保険医療機関コードの発行がある。
- ・R7.4.1から本事業の申請時点までに診療報酬請求実績がある。

●**対象外**

- ・施設が廃止済み又は廃止予定の場合

③ 診療所等賃上げ支援事業

フロー図、要綱、Q&A等を参照してください。

※原則R8.3.1までに厚生局にベースアップ評価料を届け出ること、R7.12~R8.5の間、賃上げを実施していること等各種要件あり。

※この表は簡易的な早見表です。詳細は各要綱・Q&Aを参照ください。